

第1章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープラン策定の背景

平成17年4月に旧中野市と旧豊田村が合併しました。

合併後、本市において初めて策定する都市計画マスタープランは、旧中野市が平成10年3月に策定したマスタープランを基本とし、中野市総合計画に掲げる「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」を実現するために、都市整備の基本目標、目標達成のための部門別・地域別の整備方針、それを推進していくための実現化方策を体系的に取りまとめ、今後の都市計画行政の指針とするものです。

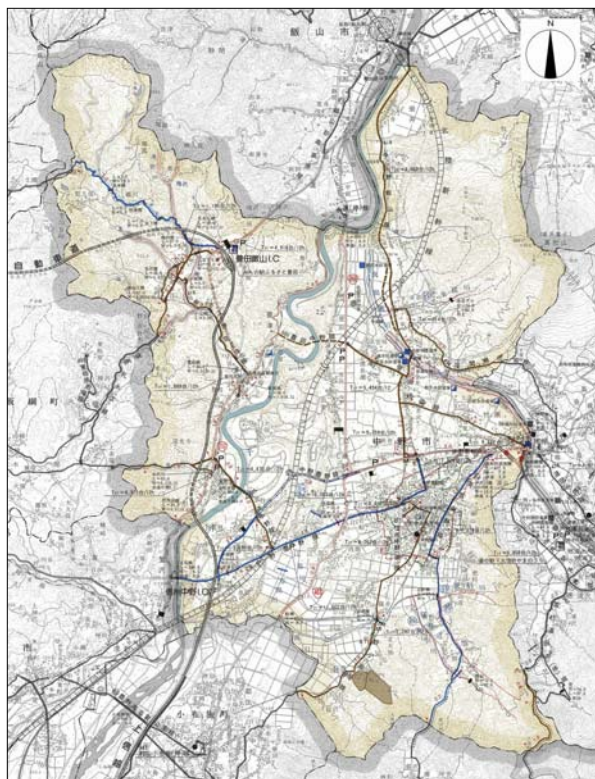


図. 中野市の位置

◆都市計画法における基本理念（都市計画法 第2条）

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

◆市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法 第18条の2）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

都市計画マスタープランは、都市全体の具体的な将来ビジョンと住民に身近な生活空間としての地域別の将来あるべき姿を具体的に明示し、まちづくりに関する課題と、これに対応した都市整備の方針等を明らかにするために制度化されたものです。

都市計画マスタープラン策定は、都市計画の総合的な推進と住民への公表を基本として、都市計画区域を有する市町村の責務として位置づけられています。

このため、都市計画マスタープランの策定においては、市町村独自の創意工夫によって、住民意向を反映しつつ、具体性のある将来目標、将来像や地域の整備課題、整備方針等を定めていくものです。

都市計画マスタープランを取り巻く計画体系は、以下のとおりです。

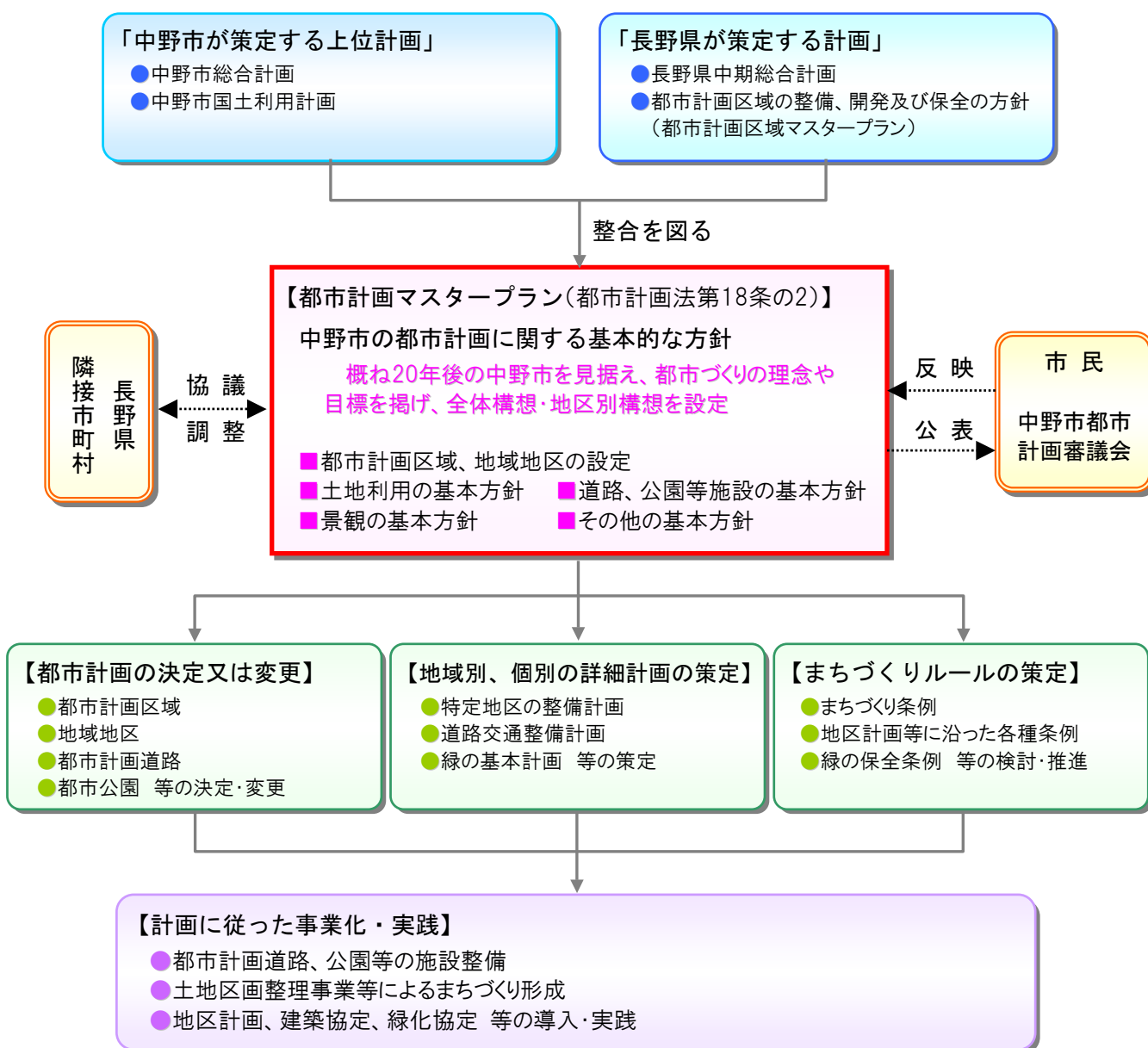


図. 都市計画マスタープランの位置付け

2. 都市計画マスタープランの構成

中野市都市計画マスタープランは、「全体構想」「地域別構想」「都市計画制度の運用方法の検討」「実現化方策」を含め以下の構成とします。

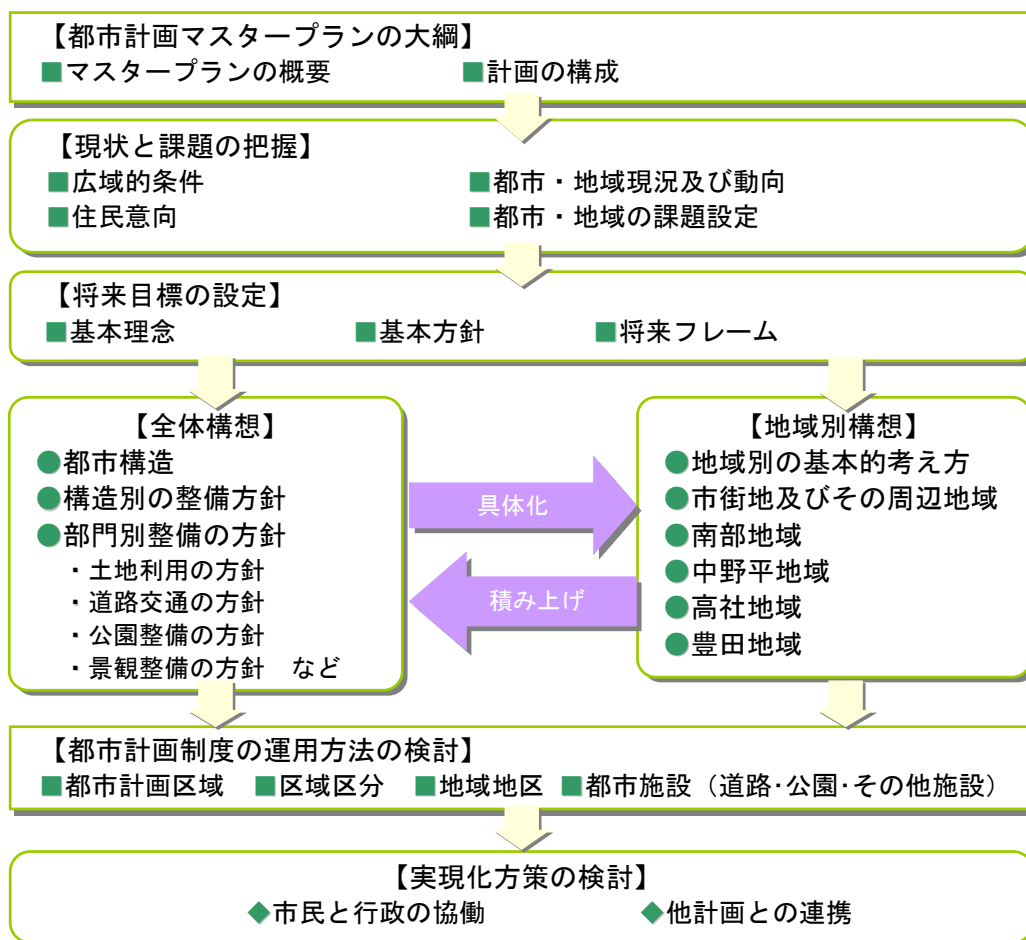


図. 都市計画マスタープランの構成

3. 計画期間と目標年次

都市計画マスタープランは、上位計画である「中野市総合計画」「中野市国土利用計画」におけるまちづくりの理念や方針を受け、将来の都市像を展望しながら実現可能な都市整備の方向性を示すものです。

よって両計画との整合を図る意味から、このマスタープランの運用が始まる平成21年(西暦2009年)を基準とし、将来像を見据える計画の目標年次を概ね20年後の平成40年(西暦2028年)、実現可能な都市整備の方向性を整理する中間年次を平成28年(西暦2016年)とします。

表. 計画期間と目標年次

計 画 名	基準年次	中間年次	目標年次
中野市総合計画	平成19年 (2007年)	平成23年 (2011年)	平成28年 (2016年)
中野市国土利用計画	平成16年 (2004年)	平成23年 (2011年)	平成28年 (2016年)
中野市都市計画マスタープラン	平成21年 (2009年)	平成28年 (2016年)	平成40年 (2028年)